

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 徴収事務の委託【市民文化スポーツ局生涯学習総合センター管理運営課】 2
- 収納事務の委託【産業経済局雇用・生産性改革推進部雇用政策課】 3
- 徴収事務の委託【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】 4
- 収納事務の委託【市民文化スポーツ局地域・人づくり部市民活動推進課】 5
- 徴収事務の委託【保健福祉局保健衛生部食肉センター】 6
- 徴収事務の委託【産業経済局地域・観光産業振興部渡船事業所】 7
- 徴収事務の委託【建設局道路部道路維持課】 8
- 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】 9

◇ 公 告

- 特定調達契約の落札者の決定（2件）【技術監理局契約部契約課】 13

◇ 上下水道局

- 収納事務の委託【上下水道局総務経営部営業課】 15

北九州市告示第 175 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州市立生涯学習総合センター等における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 2 年 4 月 15 日

北九州市長 北 橋 健 治

施設の名称	受託者		委託期間
	名称	住所	
北九州市立生涯学習総合センター	北九州ビルメンテナンス協同組合	北九州市小倉北区紺屋町 4 番 6 号	令和 2 年 4 月 1 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで
北九州市立門司生涯学習センター			
北九州市立小倉南生涯学習センター			
北九州市立八幡東生涯学習センター			
北九州市立八幡西生涯学習総合センター			
北九州市立戸畑生涯学習センター			
北九州市立小倉南生涯学習センター北方分館			
北九州市立八幡西生涯学習総合センター折尾分館			
北九州市立婦人会館			
北九州市立若松生涯学習センター	共同企業体 グループ A 2 K 代表企業 朝日建物管理株式会社九州支店	北九州市小倉北区室町一丁目 1 番 1 号	

北九州市告示第176号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州産業技術保存継承センター内の物品売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年4月15日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
公益財団法人北九州活性化協議会	北九州市小倉北区古船場町1番35号	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

北九州市告示第 177 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州市障害者スポーツセンターの使用料の徴収事務を次のとおり委託した

。

令和 2 年 4 月 15 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
北九州市障害者スポーツセンター運営共同事業体 代表者 社会福祉法人 北九州市福祉事業団	北九州市八幡東区中央 二丁目 1 番 1 号	令和 2 年 4 月 1 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第178号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、市民活動サポートセンター・ムーブサテライト印刷機の賃貸料の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年4月15日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
公益財団法人北九州市 芸術文化振興財団	北九州市小倉北区室町 一丁目1番1号	令和2年4月1日から 令和3年3月31日ま で

北九州市告示第179号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立食肉センターにおける手数料及び使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和2年4月15日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
北九州食肉センター企業組合	北九州市小倉北区末広二丁目3番7号	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

北九州市告示第180号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市渡船事業所小倉分室における小倉航路の使用料及び手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和2年4月15日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
松山・小倉フェリー 株式会社小倉支店	北九州市小倉北区浅 野三丁目10番31 号	令和2年4月1日から同年 6月30日まで

北九州市告示第181号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立門司駅前自転車駐車場、北九州市立門司港駅前自転車駐車場、北九州市立小倉駅北口自転車駐車場、北九州市立小倉駅南口自転車駐車場、北九州市立西小倉駅前自転車駐車場、北九州市立南小倉駅前自転車駐車場、北九州市立朽網駅前自転車駐車場、北九州市立下曾根駅北口自転車駐車場、北九州市立下曾根駅南口自転車駐車場、北九州市立徳力嵐山口自転車駐車場、北九州市立若松駅前自転車駐車場、北九州市立若松渡船場前自転車駐車場、北九州市立八幡駅前自転車駐車場、北九州市立折尾駅西自転車駐車場、北九州市立折尾駅東自転車駐車場、北九州市立折尾駅前自転車駐車場、北九州市立黒崎駅前自転車駐車場、北九州市立陣原北自転車駐車場、北九州市立陣原南自転車駐車場、北九州市立本城駅前自転車駐車場、北九州市立九州工大前駅前自転車駐車場及び北九州市立戸畑駅前自転車駐車場並びに北九州市立河内自転車貸出し施設における使用料並びに放置自転車の移動及び保管に要した費用の徴収事務を次のとおり委託した。

令和2年4月15日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
公益社団法人北九州市シルバー人材センター	北九州市小倉北区片野新町一丁目1番6号	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

北九州市告示第182号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第8号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和2年4月15日

北九州市長 北橋 健治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
土曜日 午後1時から午後5時まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市建設局道路部道路維持課（電話 093-582-2274）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して6月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
門司区自転車放置禁止区域外	1台	令和2年3月5日	北九州市門司区西海岸一丁目3番
	1台	令和2年3月17日	西海岸自転車保管所

	1 台	令和 2 年 3 月 3 1 日	
J R 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 6 台	令和 2 年 3 月 9 日	北九州市小倉北区青葉二丁目 1 番 青葉自転車保管所
	9 台	令和 2 年 3 月 1 7 日	
	2 台	令和 2 年 3 月 2 5 日	
J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	2 台	令和 2 年 3 月 1 8 日	
	5 台	令和 2 年 3 月 2 5 日	
J R 南小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 2 年 3 月 1 7 日	北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
小倉北区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 2 年 3 月 3 日	
	1 台	令和 2 年 3 月 6 日	
	1 台	令和 2 年 3 月 9 日	
	3 台	令和 2 年 3 月 1 0 日	
	2 台	令和 2 年 3 月 1 7 日	
	2 台	令和 2 年 3 月 1 8 日	
	1 台	令和 2 年 3 月 1 9 日	
1 台	令和 2 年 3 月 2 4 日		
J R 下曾根駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 2 年 3 月 1 8 日	北九州市小倉南区八重洲町 1 6 番 八重洲自転車保管所
J R 朽網駅周辺地区自転車	1 台	令和 2 年 3	

車放置禁止区域		月 1 8 日	
小倉南区自転車放置禁止区域外	5 台	令和 2 年 3 月 2 日	北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
	2 台	令和 2 年 3 月 3 日	
	4 台	令和 2 年 3 月 1 0 日	
	1 台	令和 2 年 3 月 1 1 日	
	4 台	令和 2 年 3 月 1 8 日	
	2 台	令和 2 年 3 月 2 3 日	
	2 台	令和 2 年 3 月 2 6 日	
J R 若松駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 2 年 3 月 1 3 日	北九州市若松区響南町 8 番
若松区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 2 年 3 月 6 日	小石自転車保管所
八幡東区自転車放置禁止区域外	2 台	令和 2 年 3 月 1 8 日	北九州市八幡西区築地町 1 0 番 築地自転車保管所
	3 台	令和 2 年 3 月 2 3 日	
	1 台	令和 2 年 3 月 2 4 日	
	2 台	令和 2 年 3 月 3 0 日	
J R 折尾駅周辺地区自転車放置禁止区域	6 台	令和 2 年 3 月 1 1 日	北九州市八幡西区長崎町 2 番 長崎町自転車保管所
J R 黒崎駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 2 年 3 月 1 6 日	北九州市八幡西区築地町 1 0 番
八幡西区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 2 年 3 月 2 日	築地自転車保管所

	2 台	令和 2 年 3 月 1 1 日	
	2 台	令和 2 年 3 月 2 5 日	
J R 九州工大前駅周辺地 区自転車放置禁止区域	1 1 台	令和 2 年 3 月 1 2 日	北九州市戸畑区三六 町 1 3 番
戸畑区自転車放置禁止区 域外	1 台	令和 2 年 3 月 1 7 日	三六自転車保管所
	1 台	令和 2 年 3 月 2 3 日	

北九州市公告第 2 5 7 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 2 年 4 月 1 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び予定数量
白灯油（4 月分） 1 8 キロリットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 2 年 3 月 2 4 日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社ワシダ
北九州市八幡東区枝光本町 3 番 1 号
- 5 落札金額
1 キロリットル当たりの金額 4 万 4, 0 0 0 円に当該金額の 1 0 0 分の 1
0 に相当する金額を加算した金額
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和 2 年 2 月 7 日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第 258 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 12 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 2 年 4 月 15 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び予定数量
軽油（軽油引取税免税・4 月分） 3 万 1, 000 リットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 2 年 3 月 24 日
- 4 落札者の名称及び住所
ニッスイマリン工業株式会社
北九州市戸畑区銀座二丁目 6 番 27 号
- 5 落札金額
1 リットル当たりの金額 98 円 10 銭に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和 2 年 2 月 7 日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市上下水道局告示第17号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び北九州市上下水道局会計規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第12号）第36条の2の規定により、北九州市水道条例（昭和38年北九州市条例第119号）第28条に規定する水道料金、北九州市下水道条例（昭和39年北九州市条例第39号）第15条第1項に規定する下水道使用料、北九州広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和50年北九州市条例第49号）第4条に規定する受益者負担金、開発行為等に係る受益者負担金取扱要綱に規定する建設寄附金、北九州市上下水道局長事務委任規則（平成5年北九州市規則第60号）により委任を受けた漁業集落排水処理施設使用料、地方公営企業法第33条の2の規定に基づき受託契約を締結した芦屋町下水道使用料及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の規定に基づき受託契約を締結した水巻町下水道使用料の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年4月15日

北九州市上下水道局長 中西満信

受託者		委託期間
名称	住所	
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
株式会社ポプラ	広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
ミニストップ株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

		日まで
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで